



第435号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

今年から 危険物安全週間

6日3日から9日まで、全国一斉に

自治省消防庁では、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため、「危険物安全週間」を設定することになった。

主催は、消防庁、地方公共団体、全国消防長会及び(財)全国危険物安全協会、これに危険物関係団体が協賛して推進する。

危険物安全週間は、毎年6月の第2週の日曜日(土曜日)から土曜日(日曜日)までで、今年(昭和62年)は6月3日から9日までとなる。

週間中の実施重点事項は、

- ① 危険物施設における保安体制の整備促進
- ② 危険物に関する知識の啓蒙普及
- ③ 危険物保安功労者の表彰

等があげられ、大阪府危険物安全協会でも、消防機関に協賛しながら本運動の実施促進に協力することになった。各協会並びに各事業所におかれても、本運動の趣旨を理解され、一丸となって参加されることを期待するものである。

保安講習(危険物取扱者)の受講期限は

5年から3年に改正

保安講習の受講期限は、昭和62年5月以降、3年と改正され、今年5月からその該当者が受講しなければならないので間違いのないように。ただし、昭和62年4月末までに受講した者の次回講習は5年以内でよい。

新運搬容器

試験基準適用除外分きまる

今回の消防法改正のなかで、運搬容器が国際基準との整合性を考慮して、大幅に見直しが行われた。

従前、危険物の運搬容器については、原則として、個々の危険物ごとに、容器の構造及び最大容積基準等を定めていたが、改正基準では、固体又は液体の別、危険物の類別及び危険等級に応じ包括的に定められ、それぞれの試験方法も示されることになり、検査に合格したものにはU、N、マークを付けることになり、平成2年5月23日より施行されることとなった。

また、危険性の低い一部の危険物を収納する容器や、容量の小さい容器については、原則として試験基準が適用されないこととなり、このほど告示で示された。

危険物の危険性に応じた危険等級3ランクは次のとおりである。

◇危険物の等級区分

- ① 危険等級Ⅰの危険物
 - ・ 第1類……第一種酸化性固体
 - ・ 第3類……カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、黄りん、第一種自然発火性物質、禁水性物質
 - ・ 第4類……特殊引火物
 - ・ 第5類……第一種自己反応性物質
 - ・ 第6類……全部
- ② 危険等級Ⅱの危険物
 - ・ 第1類……第二種酸化性固体

- ・ 第2類……硫化りん、赤りん、硫黄、第一種可燃性固体
- ・ 第3類……前①以外のもの
- ・ 第4類……第一石油類、アルコール類
- ・ 第5類……前①以外のもの
- ③ 危険等級Ⅲの危険物
 - ・ 危険等級Ⅰ及びⅡ以外の危険物

(1) 試験基準が適用されない容器

(告示第68条の6)

- ① 引火点が61℃以上の引火性液体及び動植物油類を収納する運搬容器

(現行法では、すべての危険物について、容器の基準が適用されているが、5月23日からは、上記の運搬容器は試験基準は適用除外となる。)
- ② 容量の小さい容器

第1類、第2類又は第4類の危険物のうち危険等級Ⅰの危険物以外のものを収納する最大容積500ml以下の内装容器(紙袋及びプラスチック袋を除く。)を最大取容重量30kg以下の外装容器に収納する運搬容器

(注1) 第4類の危険物のうち危険等級Ⅰに該当する危険物は、特殊引火物のみである。

(注2) 内装容器として紙袋又はプラスチックフィルム袋を使用する場合は、試験基準が適用される。
- ③ フレキシブルコンテナ

但し、フレキシブルコンテナについては第68条の5の試験基準は適用されないが、第68条の2の2第1号に試験基準が規定されているので実際には適用される。

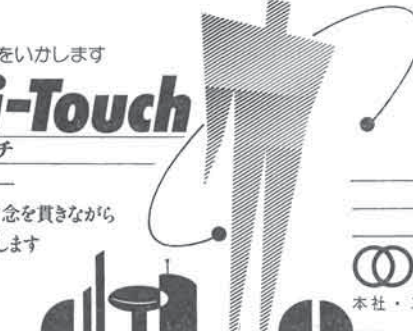
ハツタは先端技術とふれあいの心をいかします

Hi-Tech & Hi-Touch

ハイテック&ハイタッチ

平成の新しい時代——

社会を火災から守るという創業時の信念を貫きながら
新しいメッセージでスタートします



HATSUTA

営業品目

消火器/消火装置(システム)/消火薬剤

特機商品/防災商品/自火報

株式会社 初田製作所

本社・工場 / 〒573 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地
TEL(0720)56-1281(大代) FAX(0720)56-1472

63年（1月～12月）、危険物に係る事故概要

消防庁「昭和63年中の危険物に係る事故の概要」より

自治省消防庁では、昭和63年中（1月～12月）の危険物関係の事故の概要をまとめた。

この概要は、各都道府県より出された事故報告をもとに作成されたもので、主な内容は次のとおりである。

1 火 災

火災の発生と被害状況

危険物施設で発生した火災は 151 件、無許可施設で発生した火災は12件、危険物運搬中に発生した火災が7件となっている。

危険物施設における火災の概要

製造所等の別	発生件数等 発生 件数	被 害			
		死者数	負傷者数	損害見積額 (万円)	
製 造 所	23	1	25	46,761	
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	4	0	0	1,404
	屋外タンク貯蔵所	3	0	5	2,575
	移動タンク貯蔵所	4	0	1	37
	小 計	11	0	6	4,016
取 扱 所	給油取扱所	31	2	15	4,203
	一般取扱所	85	1	31	163,946
	移送取扱所	1	0	0	21
	小 計	117	3	46	168,170
合 計	151	4	77	218,947	

そのうち、危険物施設で発生した火災についてみると、被害は、死者4人、負傷者77人、損害見積額21億8,947万円となっている。

出火原因物質としては危険物によるものが65.6%を占め、中でも第4類危険物によるものが90件、全体の59.6%を占めている。

発生原因としては、人的要因が59.6%、物的原因が23.2%となっている。

危険物施設における漏えい事故件数の推移

年	発生件数等 発生件数	被 害		
		死者数	負傷者数	損害見積額 (万円)
昭和59年	276	1	16	21,251
昭和60年	258	3	8	23,472
昭和61年	229	1	16	18,197
昭和62年	235	2	16	18,804
昭和63年	240	1	30	12,126

2 漏 洩

漏洩のあった269件の事故の内訳をみると、危険物施設におけるものが240件、無許可施設におけるものが4件、危険物運搬中に発生したものが22件、仮貯蔵・仮取扱中に発生したものが3件となっている。

そのうち、危険物施設において発生したものの被害は、死者1名、負傷者30名、損害見積額1億2,126万円となっている。

また、漏洩物は第4類危険物が98.8%と大半を占め、発生原因としては、物的要因49.6%、人的要因35.8%となっている。中でも腐食によるものが全体の36.7%になっているのが注目される。

危険物施設における漏えい事故の概要

製造所等の別	発生件数等 発生 件数	被 害			
		死者数	負傷者数	損害見積額 (万円)	
製 造 所	1	0	0	0	
貯 蔵 所	屋外タンク貯蔵所	37	0	1	1,436
	屋内タンク貯蔵所	6	0	0	14
	地下タンク貯蔵所	67	0	0	2,775
	移動タンク貯蔵所	37	1	10	4,840
	小 計	147	1	11	9,065
取 扱 所	給油取扱所	58	0	4	2,174
	移送取扱所	2	0	0	0
	一般取扱所	32	0	15	887
	小 計	92	0	19	3,061
合 計	240	1	30	12,126	

63年中の事故例

(死者又は損害額が1,000万円以上あったもの)

区分	発生日	発生場所	発災施設等 発災物質等	死者数 負傷者数 損害額(推定)
火災	1.7	兵庫 県	一般取扱所 ポリウレタンフォーム屑	0人 0人 7,153万円
火災	1.13	東京 都	一般取扱所 第4類 第3石油類(ジシク ロヘキシルアミン)	0人 2人 2,131万円
火災	2.3	神奈川 県	一般取扱所 第4類 第3石油類(変性フ ェノール樹脂ワニス)	0人 0人 4,600万円
爆発	2.10	神奈川 県	一般取扱所 第4類第1石油類 (ノルマルヘキサン)	0人 6人 9,655万円
漏えい	2.19	宮城 県	移動タンク貯蔵所 第4類第2石油類 (灯油)	0人 2人 1,000万円
火災	3.17	茨城 県	給油取扱所 第4類第1石油類 (ガソリン)	0人 2人 1,097万円
火災	3.18	岡山 県	製造所 第4類第3石油類 (重質軽油、水素)	0人 2人 8,980万円
爆発	3.22	福岡 県	製造所 苛性ソーダ(25%)	0人 0人 10,000万円
火災	4.12	埼玉 県	製造所 第4類第2石油類 (グラビアインキ)	1人 1人 2,354万円
流出	4.13	千葉 県	移動タンク貯蔵所 第4類第3石油類 (廃油)	1人 2人 560万円

爆発	5.18	静岡 県	一般取扱所 第4類第3石油類 (オルソニトロトリ オール) 第6類クロロスル フォン酸、濃硫酸	0人 2人 1,358万円
爆発	6.3	福島 県	製造所 準危険物 (粗フェノール)	0人 0人 4,840万円
火災	6.10	京都 府	一般取扱所 第4類第4石油類 (作動油)	0人 0人 97,381万円
爆発	6.13	愛知 県	製造所 第1類過塩素酸塩類 (過塩素酸カリウム)	0人 1人 2,262万円
爆発	6.17	大阪 府	一般取扱所 第4類アルコール類 (ブタノール)	0人 0人 1,900万円
火災	7.9	東京 都	給油取扱所 (ウェス)	1人 0人 193万円
火災	7.26	滋賀 県	一般取扱所 第4類第1石油類 (トルエン)	0人 0人 3,585万円
火災	7.30	東京 都	一般取扱所 第4類第2石油類 (塗料)	0人 1人 1,001万円
爆発	7.31	広島 県	一般取扱所 第4類第2石油類 (ジケテン)	0人 9人 10,000万円
火災	8.9	大阪 府	製造所 第4類動植物油類 (アマニ油)	0人 0人 5,340万円
火災	8.24	宮崎 県	製造所 第4類アルコール類 (イソプロピルアル コール) 第5類(ニトロセル ロース)	0人 0人 9,349万円
爆発	9.12	神奈川 県	製造所 第1類 (過酸化水素90%)	1人 10人 1,273万円

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467~8

漏えい	9.19	静岡県	移動タンク貯蔵所 第 4 類動植物油類 (アマニ油)	0人 1人 1,441万円
火災	9.22	大阪府	一般取扱所 第 4 類第 3 石油類 (グウナム油)	0人 0人 1,198万円
火災	10.5	千葉県	一般取扱所 (付着油)	0人 0人 5,900万円
爆発	10.13	秋田県	一般取扱所 第 2 類金属粉 B (亜鉛) 第 6 類濃硫酸	1人 0人 50万円
火災	10.28	広島県	無許可 第 4 類第 1、2、3 石油類 (シンナー、 塗料)	0人 0人 1,364万円
火災	11.8	福岡県	一般取扱所 準危険物 (グリース)	0人 0人 3,250万円
火災	11.11	大分県	一般取扱所 第 1 類過酸化化物 (パーメック) 第 4 類第 2 石油類 (ポリマール)	0人 0人 2,819万円
火災	11.22	大阪府	一般取扱所	0人 0人 1,633万円
火災	11.28	埼玉県	無許可 第 4 類第 1、2 石油 類 (アセトン、シン ナー、灯油等)	0人 0人 1,404万円
火災	12.6	東京都	一般取扱所 (ガラス生地)	0人 0人 2,000万円
火災	12.9	千葉県	屋内貯蔵所 第 1 類硝酸塩類 (硝酸カリウム、硝 酸ナトリウム)	0人 0人 1,311万円
火災	12.18	神奈川県	給油取扱所 第 4 類第 1 石油類 (ガソリン)	1人 0人 1,200万円
爆発	12.22	岐阜県	一般取扱所 劇物ホルムアルデヒ ド (ホルマリン)	0人 0人 1,500万円

危険物施設の事故例

給油取扱所で計量機に

トラックが衝突

平成元年 6 月、東京都内の給油取扱所で誤ってトラックを計量機 (ガソリン) に衝突させる事故が発生した。幸いガソリンの漏れはなく大きな事故につながらなくてすんだ。

〔事故の概要〕

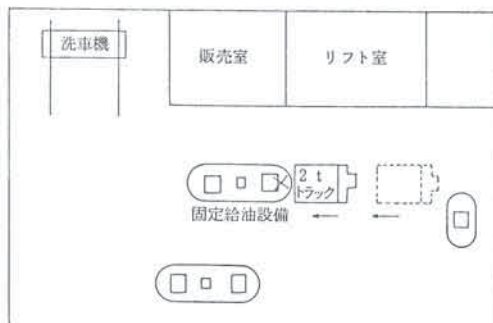
2 トントラックの運転手 A が、従業員に給油を依頼し、販売室で休憩していた。

その間、従業員は、トラックを他の場所に移動していた。

しばらくして、運転手が車を出そうとして、バックした際、誤って固定給油設備 (ガソリン用) に衝突し、計量機を損傷した。(危険物の漏れはなかった。)

なお、事故時、従業員はその場にいなかったため車の誘導はなかった。

給油所内配置図



ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、

ヤマトプロテック株式会社として、

大きく、はばたいています。

今後ともよろしくお願いいたします。



ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(代)
本 社 〒537 大阪市東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701(代)

■営業品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/避難・警報設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場

〔問題点及び対策〕

原因は運転手の運転ミスではあるが、この種の事故を起こさせないためには次のような対策が必要である。

- ① お客が車を移動させるような時は、給油所従業員に誘導させるなどの配慮をする。
- ② 計量機の周りに衝突防止装置を設けることが望ましい。(今回の法令改正により、一方開放の屋内給油取扱所には設置されることとなった。)

(財全国危険物安全協会提供)

生石灰(20kg×70袋)及び硫安等肥料(110袋)を直接積重ねており、一面が胸高に積まれていた薪と接触する状態であり、薪の一部(床から30cm上方)が著しく炭火していた。このことから、薪部分より延焼拡大し、倉庫付牛舎を全焼した。

事故の原因は倉庫に貯蔵するため搬入した際、生石灰の包装が破損して薪と接触し、薪の水分と反応発熱したか、又は前日来の降雨が屋根から漏り生石灰と反応発熱したと推定される。

(財全国危険物安全協会提供)

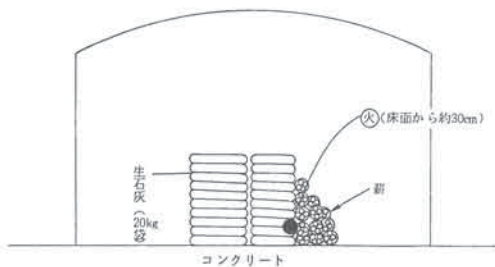
生石灰の発熱により出火

平成元年4月、青森県内の倉庫において貯蔵中の生石灰が発熱し、倉庫付牛舎490㎡を全焼する事故が発生した。

〔事故の概要〕

倉庫付牛舎内の倉庫部分(一般倉庫なので無許可貯蔵)のコンクリート床上に牧草地の土壌改良に使用するため、

火災経過推定図



消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を提供する防災のプロフェッショナルです。

本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

平成 2 年度第 1 回危険物取扱者試験

6 月 10 日、17 日、府立大学で

甲種の準備講習は 9 月に実施

平成 2 年度の第 1 回危険物取扱者試験は、次により実施される予定。

試験日 6 月 10 日(日) 乙種 4 類
6 月 17 日(日) 甲種、4 類以外の乙種、丙種
試験場 大阪府立大学(堺市)
申請日 5 月 10 日(木)、11 日(金)
申請場所 大阪府職員会館

なお、準備講習は 5 月に、大阪、堺、岸和田、茨木で開催する。今回の試験は 5 月の危険物関係法令改正後、はじめての試験で、テキスト類もすべて改訂新版を使用するが、甲種の講習準備がおくれるため、今回の準備講習は乙種 4 類と丙種に限定し、甲種の講習は秋の第 2 回(9 月頃)に開催の予定である。

平成 2 年度保安講習

7 月から府下 72 会場で開催

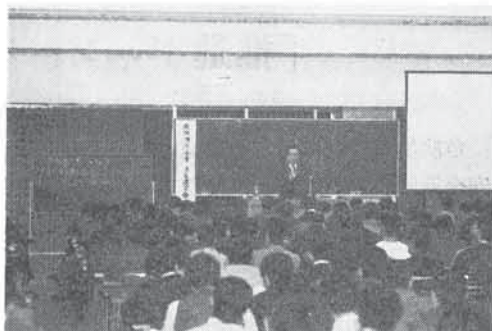
危険物取扱者の保安講習は、石油コンビナート、化学工場、給油取扱所、タンクローリー、その他一般の 5 部門で大阪府下 72 会場で実施する基本方針で計画がすすめられており、5 月頃発表の予定。

平成元年度保安講習

受講者 7,281 名、40 会場で

大阪府平成元年度危険物保安講習は、2 月 27 日、東大阪の会場を最後に延 40 回を終了した。

受講申請者は 7,281 名で、欠席 127 名、受講終了者は 7,154 名であった。



保安講習受講風景

第 4 回危険物取扱者試験結果

乙種 4 類 41.2%

(財)消防試験研究センター大阪府支部では第 4 回の危険物取扱者試験を 2 月 18 日(日)、府立大学で実施したがその合格発表が 3 月 16 日(金)行なわれた。

結果は次のとおり。

第 4 回(2 月) 試験結果

	受験者数	合格者数	合格率(%)
甲種	224	96	42.9
乙 1	83	62	74.7
乙 2	60	46	76.7
乙 3	53	45	84.9
乙 4	2,954	1,216	41.2
乙 5	66	51	77.3
乙 6	99	63	63.6
丙	856	432	50.5



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャージャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業 30 年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号
〒550 電話 (06) 443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号
〒547 電話 (06) 707-3341



危険物安全週間（6月3日～6月9日）

「推進キャンペーン標語募集について」

危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進するため、今年より、6月の第2週の1週間が危険物安全週間とされることになりました。

つきましては、危険物災害の防止及び危険物取扱いの安全を呼びかける標語を募集しますのでご応募下さい。

1. 応募資格 年齢、職業、性別等の制限はありません。
2. 応募方法 (1) ハガキ1枚に標語1点をお書き下さい。
(2) また、標語のほか氏名、年齢、住所、郵便番号、電話番号、職業も記入して下さい。
(3) 応募作品は未発表のものに限ります。
3. 締 切 平成2年3月末日、必着のこと。
4. 送り先及び問い合わせ先 〒105 東京都港区虎ノ門二丁目9番16号 日本消防会館9階
財団法人 全国危険物安全協会 TEL 03-597-8393
5. 表 彰 (1) 最優秀作 1点（消防庁長官賞と副賞20万円を贈呈します。）
(2) 優秀作 1点（全国危険物安全協会理事長賞と副賞10万円を贈呈します。）
(3) 優良作 3点（1万円相当の記念品を贈呈します。）
5. 選考方法等 (1) 過去に発表されている作品は、失格とします。
(2) 厳正な審査を行い、最優秀作1点、優秀作1点、優良作3点を選びます。
(3) 最優秀作、優秀作、優良作の応募者には、ご本人に結果を通知いたします。
7. その他 優良作以上の作品の著作権は、主催者に帰属します。

主催：消防庁／地方公共団体／全国消防長会／財団法人全国危険物安全協会

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた
モリ身モリミの消火器
MADONNA
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

農田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351(代)
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川

